

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2487号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

NHKの「週刊こどもニュース」が、好評である。しかも「大人が見ている」といわれ、こどもニュースではじめてニュースの意味が分かったとの声が多い。台本作成には、何人かの先輩の専門家が当たっているようである。こどもに分かりやすく話せたとき、もつとはつきり言えば、こどもに分かりやすく話す能力を持つ人が存在するとき、大人もはじめて分かる、ということである。

すべてが分かりにくい世の中の今日、こどもにも分かりやすく話すのは何よりも大切なことである。と同時に、これほど難しいことはない。二十世紀最大の歴史家といわれ、惜しくもナチスの凶弾に倒れたフランスのマルク・ブロックは言う。「パ



水遊び

バ、歴史は何の役に立つの」とこどもに聞かれ、こどもにも専門家にも同じ口調で話せる人が、最高の学者である、と。彼の著書『歴史のための弁明』は、この言葉から始まっている。

分かりやすくする

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授

木村 尚三郎

が建てられるようになったが、物を収集し、並べると同じく大切なのは、いかに分かりやすく、こどもにも分かるように説き明かすか」ということである。それが出来たとき、はじめて大人にも外国人にも分る。何よりも自分で自分が分かり、自分

の土地に住む誇りと自信が生まれ

たとえば、「これは世界最古の木造建築物です」というだけでは教科書の記述で、頭には入らない。「先祖代々、この木造の建物を愛し、大切にし、火を出さないように気をつけてきたのです」と言えば、その特質がはじめてよく分かる。福沢諭吉も、学問のすすめに言う。「円い水晶の玉」と言うばかりで、こどもをにらみつけていてはダメだ、水晶とは山から掘り出す

ガラスのようなもの、この水晶でこしらえたダンゴのような玉と、解き明かす必要がある、と。達人の手を借り、自分の町、自分の村、自分の地域を誰にも分かりやすくしたい。それが、生きる誇りと繁栄への第一歩である。

活 動	平成17年度政府予算編成、施策で要望 = 全国町村会	(2)
活 動	役員が関係省庁に実行運動を展開 = 全国町村会	(3)
活 動	平成17年度政府予算編成及び施策に関する要望	(4)
活 動	全国町村会副会長に石原氏(香川)を選出	(5)

もくじ

平成17年度 政府予算編成、施策で要望 全国町村会

地方分権の推進、町村財政基盤の強化を求める



理事会（7月8日開催）



全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、7月8日理事会を開催し、「平成17年度政府予算編成及び施策に関する要望」を決定し、会議終了後、役員が要望事項実現のため関係省庁幹部に対し実行運動を行うとともに、衆参両院議員に要望書を提出した。

同要望書は、個性と活力ある地域社会をつくるための地方分権の推進や自主的・主体的な地域づくりのための町村財政基盤の強化をはじめ、保健福祉対策、生活基盤の強化、農林漁業対策など44項目にわたるもので、現下の町村が直面している重要な政策課題の解決を図るための施策を明年度予算に反映させることを強く求めている。

活 動

役員が関係省庁に実行運動を展開



総務省・香山事務次官(左奥)、
荒木総括審議官(左手前)、岡本
審議官(右手前)と全国町村会・
山本会長(右奥)、竹田常任理事
(右から2番目)、針ヶ谷常任理
事(左)



国土交通省・谷口道路局長中
央)と全国町村会・松本副会
長(右奥)、青木常任理事(右)、
水野常任理事(左奥)



厚生労働省・辻保険局長(左
奥)、中島審議官(左手前)と
全国町村会・藤田監事(右奥)、
宮城常任理事(右から2番目)、
佐々木常任理事(右手前)



農林水産省・石原事務次官(右
奥)と全国町村会・鹿野副会長
(左奥)、魚津監事(左奥から2
番目)、藤崎常任理事(左)、海
老澤常任理事(右手前)

活 動

平成17年度政府予算編成及び施策に関する要望

1 地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、住民が誇りと将来の展望を持てる個性と活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

1 地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な財政措置を的確に講じること。

2 今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

(1) 各種行政委員会を任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。

(2) 特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、権限の移譲を推進すること。

3 市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

2 町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の

実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は、農

林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

1 三位一体改革の方向

(1) 三位一体改革の全体像を早期に明示すること。

(2) 基幹税による税源移譲の早期実現をはかること。

なお、税源移譲を行う場合、地域間の税収の偏在がさらに拡がる懸念があるので、財政力の弱い町村については、地方交付税の算定においてその適切な措置を講じること。

(3) 単に地方への負担転嫁となる国庫補助負担金の廃止は断固行わないこと。

(4) 地方交付税制度が果たす財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、その充実をはかること。

2 地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

3 地方交付税制度の充実強化

(1) 地方財政が引き続き、大幅な財源不足が見込まれ、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であることから、財政運営に支障をきたさないよう、万全を期すこと。

(2) 税源偏在という現実を踏まえ、地方交付税のもつ財源調整機能及び財源保障機能を絶対堅持すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

(3) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

(4) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現状と課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(5) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(6) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、元利償還金に対する地方交付税算入率の引き上げ及び対

象事業の拡大をはかること。

4 低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業及び地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

5 町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を本質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、併せて検討すること。

なお、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、町村財源の強化がはかられるようにすること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。

(3) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう、特に配慮すること。

(4) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法

活 動

人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(5) 道路特定財源については、遅れている町村道の整備を促進するため、所要財源を確保すること。

(6) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(7) ゴルフ場利用税は、道路整備環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をは

かる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(8) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(9) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税のあり方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(10) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金を増額すること。

(11) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同

法の早期成立をはかること。

3 国・地方間の財政秩序の確立

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村においては資金調達能力が弱いことを踏まえ、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、町村が公営企業の経営を行う上で長期低利の資金が不可欠であるので、これに必要な資金の調達・供給を行う機関である公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上償還については、一部改善されているが、これらの見直しを含めた弾力的な改善をはかるなど適切な公債費の負担軽減措置を講じ、財政の健全性を確保すること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

7 第3セクター等の経営の状況に鑑み、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

8 過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

地方分権一括法の実施によって、自己決定・自己責任の原則の下、個性ある地域づくりにむけて創意工夫を発揮することを強く期待されているが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化及び国庫補助負担金の整理合理化等を積極的に推進する必要がある。

よって、国は次の措置を実現されたい。

1 事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

2 国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

なお、国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単なる補助負担率の引き下げなど、単に地方への負担転嫁をもたらすようなことは絶対にしてはならない。

また、必要とされる事務事業である限り、一般財源化等を行うなど、明確な代替措置を講じること。

3 国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消及び補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

4 具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金を拡充すること。

5 町村が負担する法令に基づかない負担金(法令外負担金)が、町村財

副会長に石原氏(香川県三木町長)を選出



いしはら おさむ 石原 収氏 (香川県町村会長・三木町長)

全国町村会は、7月8日に開催した臨時総会で、7月30日付で退任する松本和夫副会長(佐

賀県北方町長)の後任副会長に石原 収氏(香川県町村会長・三木町長)を選出した。任期は平成16年7月31日から17年7月30日まで。

【石原氏の略歴】

昭和9年12月9日生 昭和61年三木町長に当選(就任回数5回) 平成16年香川県町村会長に就任

政を圧迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の負担金等の削減について必要な措置を講じること。

4 ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフの完全凍結解除を平成17年4月に控える中、地方公共団体においては、公金預金の保護方策について鋭意検討を行っている。

預入先の金融機関が破綻し公金預金が喪失した場合には、地方公共団体の行政執行に重大な支障と、住民生活に多大な影響を与えることになる。仮に、それを防止するため公金預金の移し替えや分散を行った場合には、地域経済に不安や悪影響を及ぼすことも懸念される。

よって、国におかれては、地方公共団体の取り扱う公金預金について、ペイオフの凍結が解除される平成17年4月以降も、引き続きその保護のための必要な措置を講じること。

また、金融機関の破綻により金融システムの安定性が損なわれることがないよう的確な検査・監督を通じて金融機関の健全性を確保しつつ、経営安定化策を強力に推進するとともに、地方公共団体の公金預金の公益性に鑑み、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報開示の徹底や、地方公共団体に対する情報提供及び相談窓口の設置等について配慮すること。

5 情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

我が国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）」制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。

住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取り組みに対して、次の事項を積極的に実現させたい。

1 住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、運営経費等に対する必要な財政措置を講じること。

また、国の責任においてセキュリティ対策を講じるとともに、個人情報保護についても万全を期すること。

2 「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化（電子申請システム）」にかかる基盤整備及びその運営経費について、積極的な支援措置を講じること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないよう、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

3 住民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上をはかるため、ＩＴ活用住民生活向上対策を推進すること。

と。

4 情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進するとともに、民放テレビ放送難視聴を解消すること。

5 地上デジタル放送に対応するため、設備整備等に対する支援制度を創設するとともに、国民の理解を得れるよう、的確な広報を行うこと。

また、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。

6 地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

7 採算性等の問題から、民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財政措置を講じること。

6 国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の約70%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を

担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「21世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮すること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2 災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3 地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲及び財政措置を充実強化するとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

4 農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林

活 動

漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

5 人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。
6 高規格幹線道路及び空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

7 整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

8 情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

9 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、港湾整備並びに海岸整備が豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることに鑑み、必要な事業量を確保すること。

10 過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

7 環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

1 廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設整備計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備については、ダイオキシン類等の有害物質対策等に対する補助制度の拡充など所要予算額を確保すること。

なお、RDF施設の安全対策について、財政措置を充実すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸ピッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、不正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対する財政措置を充実し、解体跡地利用を義務づけるなど、新たな財政負担を伴わないよう補助要件を見直すこと。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査等にかかる財政措置を充実すること。

また、環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化をはかるため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を推進すること。

引取場所を増設すること。
(5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の施行にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の新たな財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

2 健全な循環型社会の構築
(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

8 地域活性化対策の推進
国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

よって、国は次の事項を実現されたい。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の見直しにあたっては、ストックヤード等施設整備及び収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取り組めるよう配慮すること。

1 町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたっては、増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しく対応すること。

2 過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源かん養等の公益的な機能の重要性に鑑み、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

また、製造業者等が設置する指定

3 地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに、各種活動への住民参加の促進対策等を

また、製造業者等が設置する指定

また、製造業者等が設置する指定

活 動

強力に支援すること。

4 農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取り組みを支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

5 地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策及び農林漁業振興対策を強力に推進すること。

6 地域産業創造対策及び地域経済活性化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。
また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

7 国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業及び在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

8 人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

9 少子化対策の推進

我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を推進するとともに、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、地域における子育て支援の強化が求められている。

よって、国は町村に対する新たな財政支援の枠組みの構築をはじめ、子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

10 社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実及び障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実
ア、「新エンゼルプラン」の着実な推進をはかるとともに、17年度からの新たなプランを策定すること。

イ 公立保育所運営費は一般財源化されたが、保育所運営に支障がないように財政措置を講じること。
また、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ 保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。
(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所と幼稚園の一元化をはかるため、抜本的・具体的に制度を見直すこと。
(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。
2 障害者保健福祉対策の推進

2 障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(2) 身体障害者更生援護施設等にかかる支援費については、地域性や人材の確保に配慮した基準を設定すること。

(3) 町村に移管された精神保健福祉業務については、職員の専門性及び精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。
(4) 障害者スポーツの振興をはかること。

3 社会福祉協議会等の充実
(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生（児童）委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

11 義務教育施設等の整備促進

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

2 学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策を充実強化

すること。

3 学校図書館図書整備に対する財政措置を充実すること。

4 小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

5 総合的な学習の時間の実施にあたり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開できるように所要の財政措置を講じること。

12 青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって強力的に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

2 学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための道徳教育を一層推進すること。

3 特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門の見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

13 生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する

活 動

必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1 生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 2 生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 3 史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

14 老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1 「ゴールドプラン21」の着実な推進をはかるとともに、平成17年度からの新たなプランを策定すること。
- 2 養護老人ホーム等にかかる措置費基準を改善すること。
- 3 在宅福祉施策及び老人福祉施設

については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。

特に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等を緩和すること。

4 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

- 5 痴呆性老人に対する総合的対策を推進すること。

15 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は施行以来5年目を迎えたが、町村はこの間多くの課題を抱えている状況にある。

今後、急速に進む高齢化や多様化するニーズへの対応が求められるなか、課題の解決に取り組み、将来を見据えた安定的・持続可能な制度を早急に構築する必要がある。

平成17年度の制度改正にあたっては、サービスの第一線である町村の意見を十分に尊重すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 保険者について

- (1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう制度化すること。
- (2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

- 2 保険料について
- (1) 国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する保険料については特別の措置を講ずること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずること。

講ずること。

- (2) 保険料6段階制の更なる周知をはかること。
- (3) 第1号保険料にかかる特別徴収の対象範囲(遺族年金、障害年金等)を拡大すること。
- (4) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

3 財政調整について

- (1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。
- (2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。
- (3) 「広域化等保険者支援事業費」については、所要額を確保すること。

- (1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。
- (2) 認定審査委員の研修及び訪問調査員等の研修を充実すること。
- (3) 認定審査委員会報酬及び調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 主治医の意見書についてはコンピュータによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

- 5 介護報酬等について
- (1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の2類型設定となっているが、これを1本化するなど、実態に即して見直すこと。
- (2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。
- (3) 介護老人福祉施設の居住費の徴収については、低所得者に十分配慮すること。
- (4) 福祉用具貸与の対象品目についても、利用者が希望する場合は購入可能とすること。
- (5) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講ずること。

6 利用者負担について

国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する利用料負担については特別の措置を講ずること。

- 7 家族介護に対する評価について
- (1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。
- (2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

- 8 サービス提供事業体等について
- (1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるように支援体制を強化するとともに、十

活 動

分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

9 介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群は)全て医療保険の適用とすること。

また、当面、介護保険制度で対応するとしても、介護療養型医療施設の新規指定にあたっては町村の意見を踏まえて行うとともに、転換型介護老人保健施設で対応すること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

(4) サービス事業者の指定については地元町村と十分協議し、同意を得た上で指定を行うこと。

(5) 介護老人保健施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

10 居宅介護サービス計画のチェック等、町村が給付の適正化のために行う取り組みが促進されるよう、国は支援すること。

11 養護老人ホーム及びグループホーム、特定施設等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

12 その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分にを行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、介護予防・地域支え合い事業等を推進すること。

16 地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 地域保健の充実

(1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。

(2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことに伴うワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種にかかる公費負担については十分な財政措置を講じること。

(3) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。

(4) 市町村保健センターの運営及び施設整備にかかる財政措置を充実すること。

2 地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をは

かるとともに、経営健全化対策及び施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

3 へき地保健医療対策の充実

(1) 「第9次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び看護師等の養成、確保並びに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

4 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

17 医療保険制度の一本化の実現等

1 医療保険制度の一本化の実現
市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

そのような中、閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体

系に関する基本方針」では、医療保険制度体系の基本的な方向として、被用者保険、国保それぞれについて、「再編・統合を進めるにあたっては、都道府県単位を軸とした保険運営について検討する。」とされており、将来の一本化の方向からみて前進したと理解できるものの、高齢者医療制度については、後期高齢者の独立保険方式と前期高齢者の財政調整方式が示されたが、具体的な制度の仕組み等が明らかにされておらず不十分である。

今後の具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分尊重するとともに、財政基盤の強化等、国保財政改善のため、国庫負担による財政支援措置を講じること。

2 合理的な医療費に関する方策

(1) 介護療養型医療施設については医療的性が強い現状に鑑み、全て医療保険の適用とすること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格の適正化をはかること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

活 動

と。
(8) 生活習慣病対策の推進をはかる
とともに、市町村保健事業を支援す
ること。

18 農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・
高齢化の進展による担い手の減少、
耕作放棄地の増加、国際化の一層の
進展等大変厳しい状況にある。

また、国内外におけるBSE(牛
海綿状脳症)や鳥インフルエンザ等
の発生、食品の虚偽表示など、依然
として食の安全・安心を脅かす事態
が生じており食品に対する消費者の
信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・
農業・農村基本法を基礎として策定
された「食料・農業・農村基本計画」
の見直しを行い、これに即し食の安
全と安心の確保をはかるとともに、
安定した足腰の強い農業、農山村の
構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

1 食の安全と安心の確保と「食料・
農業・農村基本計画」の見直し

(1) 食の安全と安心の確保

ア 消費者保護を第一に、食に対
する安全と安心を確保するため、新
たに制定された「食品安全基本法」
並びに関連する法制度に基づき、食
品安全行政を着実に推進すること。

イ 食卓へ生産情報を届けるト
レーサビリティシステム(生産加工
履歴情報を把握できる仕組み)を輸
入食品を含め多くの食品に導入する

とともに、その円滑な推進と適正な
実施のための体制を整備すること。

なお、現在、輸入停止措置が取ら
れている米国産牛肉の輸入の取り扱
いについては、全頭検査の実施が着
実に行われ、安全が確認されるまで
再開しないこと。

ウ 食品表示については、消費者
の適正な商品選択、安全性への関心
の高まり等に資するため、制度の一
層の充実をはかり、わかりやすく信
頼される表示制度を確立するととも
に、不正を見逃さない監視体制の整
備をはかること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の見
直し

現在、検討が進められている「食料・
農業・農村基本計画」の見直しにつ
いては、町村の意見を十分に聞くこ
とも、特に、下記の事項について
は、農業・農村の実態を踏まえ審議
をつくすこと。

ア 地域農業の担い手の経営を支
援する品目横断的な政策への移行。

イ 望ましい農業構造・土地利用を
実現するための担い手・農地制度の
改革。

ウ 食料安全保障や多面的機能の
観点から農地等の地域資源保全のた
めの政策の確立。

2 国内農業生産体制の強化と国産
米の消費拡大

(1) 新たな米政策への円滑な移行
昨年末に決定された「米政策改革大
綱」に基づき具体化された制度が地
域の実情に即した水田農業の発展と
安定に資するとともに、新たな米政

年次有給休暇の取得促進！

総務省

→ YES
→ NO

スタート

休暇を計画的に
取得している。

休暇を取得しやすい
雰囲気である。

年休使用計画表を
作成・活用しましょう。

夏は、一週間以上
連続して休みを取る。

上司が休みやすい
雰囲気を作りましょう。

ゴール

これからも
その姿勢を忘れずに！

まずは、月曜日が金曜日
に休暇を取りましょう。

管理職員は、年次有給休暇を取得しやすい環境整備に努めてください。

活 動

策に円滑に移行出来るよう、以下の事項の実現をはかること。

ア 水田農業構造改革交付金については、多様な地域の特性や創意工夫を活かすとともに、これまでの交付水準を維持し得るよう、必要な予算を確保すること。

イ 「過剰米短期融資制度」については、過剰米の区分出荷が円滑に行われるよう必要な予算を確保すること。

ウ 新制度の推進にあたっては、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、目標の配分、確認、助成金の交付等にかかる町村の事務負担の軽減をはかること。

エ 新たな米政策の円滑な推進をはかるため、町村の推進活動に対する十分な支援措置を講ずること。

(2) 農業生産の総合的な振興
耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかる観点から、再編、統合された「生産振興総合対策事業」を着実に推進すること。

特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため、産地の実態にあった野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。

なお、生産資材費の軽減をはかるため、農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 畜産対策の推進

ア 「家畜排せつ物法」の施行に向けて、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策を一層推進すること。

イ BSE(牛海綿状脳症)及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策を一層強化すること。

(4) 野菜対策の推進

国産野菜のブランド化を推進するとともに、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制を確立すること。

(5) 国産米の消費拡大

ア 世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、コメバンの普及など農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策を拡充強化すること。

イ 日本の食文化を守り育てていくため、「食育基本法」の早期制定をはかり、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源を確保すること。

ウ 地産地消の推進に向けた地域の取り組みに対してハード、ソフト

両面にわたる支援を強化すること。

3 WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉については、今後の交渉においても、各国の多様な農業の共存を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出・輸入国に適用されるルールの不均衡は正などを内容とする「日本提案」の実現に向け、特に下記事項を基本に交渉を強力に展開すること。

ア 農業の多面的機能など、非貿易的関心事項」が反映された農業モダリティを確立すること。

イ 各国の食料・農業事情を無視した、関税や国内支持の一律的かつ大幅な削減や、輸入数量の大幅拡大を受け入れないこと。

ウ 米については、ミニマム・アクセス制度の見直しを実現し、総合的な国境調整措置を堅持すること。

なお、各国と個別に行われるFTA(自由貿易協定)交渉についても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。

また、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード(緊急輸入制限措置)を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

4 地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保
新規就農者を広く内外から確保するため、就業情報の提供体制の整備、技術・経営研修の充実、新規就

農に対する必要な援助等総合的な支援対策を講ずること。

また、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度のPR、加入促進に努めるとともに、制度を充実強化すること。

さらに、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業農村整備の推進と負担金の軽減

農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講ずること。

また、土地改良施設の維持管理対策については、町村等が取り組んでいる基幹水利施設の管理体制整備事業の継続を含め拡充・強化すること。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への農地の利用集積の促進

地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するため、経営構造対策を拡充すること。

また、認定農業者等担い手への農地利用集積対策及び法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保と土地利用調整の強化

「食料・農業・農村基本計画」で

活 動

示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制にかかる権限については町村長に委譲すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化
耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講ずること。

ア 耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。

イ 不在地主の農林地や耕作放棄地、離農希望者の農地等について、町村や農協等が買い取り又は借り受けを行い、新規就農者や意欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設。

ウ 農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実
米、麦、野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に、農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策及び経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

(7) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会、農業共済組合など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

5 農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備
(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進
若者の定住をはかるため、農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等、就業、所得機会の拡大をはかるとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興
中山間地域等の一層の振興をはかるため、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。
また、地域の農業・農村の活性化と環境保全に重要な役割を果たしている中山間地域等直接支払制度については、制度要件の弾力化や事務負担の軽減など必要な見直しを行い、平成17年度以降も継続するとともに、必要な予算を確保すること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進
農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の受発信機能の強化、受け入れ体制や交流空間の整備、農業体験学習の一層の推進等総合的な

対策を講ずること。

対策を講ずること。

(4) 地方財政措置の拡充
地域の自主性・創意工夫を活かすつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」及び「国土保全対策」を拡充すること。

6 地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進
(1) 地域食品産業振興対策の充実
ア 多様な消費者ニーズに対応し、地域食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ 農村地域に立地している農林水産関係加工産業は、規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化
輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

7 農業技術の開発と普及等
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

19 森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環

境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や京都議定書で定められた二酸化炭素排出量削減の目標達成のためには、「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」の着実な推進をはかるとともに、「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。
1 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 「森林・林業基本法」に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 地球温暖化対策推進大綱の見直しにあたっては、地球温暖化防止に果たしている森林・林業・山村の役割を適切に位置づけること。

また、森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や温暖化対策税の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

活 動

2 林産物の特性に配慮した貿易ルール の確立

林産物に関するWTO交渉やFTA交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりを努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

3 森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して、十分な財政措置を講じること。

また、地域の実態に即した土地利用の調整をはかるため、保安林の指定、解除にかかる権限について町村に移譲すること。

(2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」にか

かる地方財政措置を強化すること。
(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する、森林・

林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 16年度で終期を迎える「緊急間伐5カ年対策」の次期計画を策定するとともに、高齢級間伐の必要性や長伐期化・複層林化に対応した総合的な間伐対策を強力に推進すること。

また、間伐材の利用促進をはかるとともに、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」による間伐方法を追加すること。

(5) シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農林業被害が深刻化しているため、「特定鳥獣保護管理計画」の策定を促進するとともに、同計画に基づき防除対策等を強化すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度を強化するとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換、被害木等の利用を促進すること。

(6) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ことに適切な森林整備を促進するため、造林・林道・治山事業の拡充強化をはかるとともに、幹線林道事業を計画的に推進すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策の拡充や簡

易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

なお、森林管理道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、森林管理道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧にかかる補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続に伴う森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営の集約化や森林組合等による公的管理への支援を強化すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(10) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対する支援を強化すること。

4 担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成及び森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保

障制度の整備、研修制度等を充実すること。

また、緊急地域雇用創出特別交付金事業及び緑の雇用担い手育成対策事業の拡充をはかるとともに、恒久的事業として制度化すること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を推進すること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、高品質化や生産・流通コストの削減に向けた支援対策を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件を改善すること。

5 国産材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促進等に対する支援や集成材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、需

活 動

要を拡大すること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6 中山間地域対策の推進

(1) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度を円滑に推進すること。

なお、協定の締結、実施状況の確認等にかかわる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

7 国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。

また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

20 水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のた

めの基盤たる役割を担っている。しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき策定された「水産基本計画」に従い、具体的施策を着実に推進すること。

2 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合を促進し、その機能を強化することにより、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と

と一緒に、 みんなにやさしい 街づくり。

若槻千夏



お手伝いします。魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫

詳しい業務内容は・・・ <http://www.jfm.go.jp/>

活 動

水産加工業の体質強化をはかること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、引き続き漁獲物の調整保管事業を実施すること。

3 適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及びFTA交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によつて我が国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を發動すること。

4 漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業経営の維持に必要な資金や漁船の取得の円滑化をはかること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進

等に努めること。

5 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

特に、近年大量発生が繰り返されている、「大型くらげ」対策を強化すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化や全ての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策に必要な支援措置を講ずること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているので、指導・取締体制を一層拡充強化するとともに、協定水域全域における操業秩序を確立すること。

6 つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、昨年発生した「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策を強化すること。

また、生態系に悪影響を与えている外来魚等に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流の促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(2) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること。

(3) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

8 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮、貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制の整備に対する助成措置を講ずること。

また、外国等からの海岸漂着物の処理に対して、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大な財政的負担等を強いられている市町村に対する支援措置を講ずること。

(5) 近年、全国的に発生しているノリの「色落ち」等による大規模な不作について、国、県、市町村、生産者が一体となつた対策を講ずること。

また、「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講ずること。

9 海外漁場の確保等

(1) 国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組みすること。

10 試験研究と技術開発の推進
水産各分野の持続的発展をはかる

活 動

上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。
11 漁村地域に対する地方財政措置の拡充

漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかると地方財政措置を拡充すること。

21 地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等の拡充により地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化支援をはかること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定すること。

また、その策定にあたっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとするともに、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象業種を拡大すること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業におけ

る技術の継承、意匠の開発をはかるとともに、製作や販売の場の提供などに對し、積極的に支援すること。

2 地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT（情報通信技術）の確かな活用を通じて経営革新に取り組み中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 地元商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化をはかるとともに、商工会等が行う地域振興活性化事業等に対する支援措置を充実すること。

また、商工会の合併により経営指導員が減員とならないようにするなど、町村部における商工業の振興につき、積極的な施策を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件を改善すること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補完制度を拡充強化すること。

22 生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生

活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかると財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

2 排水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、下水道事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(平成14年度未普及率全国ベース65.2%、5万人未満の市町村31.8%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種排水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実

情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

3 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、都市公園事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

4 「第8期住宅建設五カ年計画」の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

5 火葬場・斎場等の施設整備にかかると財政措置を充実すること。

23 道路の整備促進

国土の7割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 道路網の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、所要財源の確保をはかること。

(道路実延長のうち、84.4%を占める市町村道の改良率は52.8%、舗

装率は17・3%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。
(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

2 落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

3 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保すること。

4 里道の譲与に要する経費について十分な財政措置を講じること。

24 河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、治水事業について、所要の事業量を確保するとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施にあたっては生態系の維持に十分配慮すること。

2 「社会資本整備重点計画」に定め

られた重点目標を達成するため、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

3 水路の譲与に要する経費について十分な財政措置を講じること。

25 土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2 特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3 公共事業について、土地収用制度上の事業認定をつけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4 公共用地の取得の円滑化をはか

るため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得(限度額1,000万円)は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

5 土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合に、農地法(第4条の転用の制限及び同5条の権利移動の制限)について、地方公共団体の場合と同様の取り扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

6 「第5次国土調査事業十箇年計画」の計画的かつ着実に推進するため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

26 災害対策の推進

近年の三宅島の火山活動、宮城県北部連続地震などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、については、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点から、次の事項を実現されたい。

1 大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるように、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立すること

もに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業を推進すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性を強化すること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実及び補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化などを踏まえ、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

(8) 「地震防災対策特別措置法」に基づき「地震防災緊急事業計画」により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実強化をはかること。

また、平成17年3月末日期限切れを迎える、いわゆる「地震財特法

活 動

を延長し、地震防災対策にかかる整備事業を一層推進すること。

(9) 全ての町村において、地域住民がテレビ等で地震震度に関する情報を確認することができるよう体制を整備すること。

2 地震予知体制の確立

(1) 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合せた総合的な対策を確立、推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震等に対し、観測体制の強化や財政支援制度の創設、津波対策の充実をはかるほか、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、携帯電話などの移動体通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

3 地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

4 非常時における情報通信システムの整備、確立を強化すること。

5 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、急傾斜地崩壊対策事業について、所要の事業量を確保するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所を速やかに解消すること。

また、雪崩雪害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

6 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

また、治山治水事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合治山事業等を充実強化すること。

7 災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」及び「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けの限度額等を引き上げること。

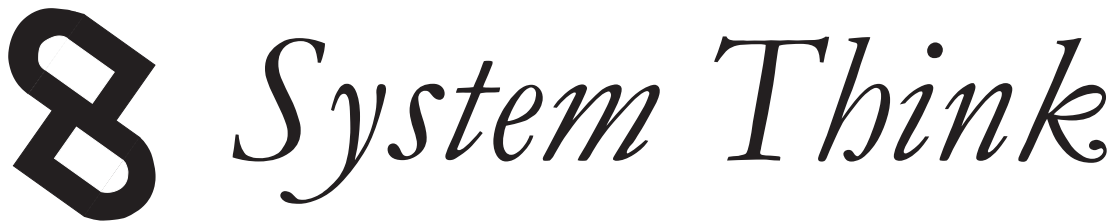
8 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害

お役に立ちたい!!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

事業サービス			パッケージ商品				
コンサル ティング	ソフトウェア開発		運用 保守	健康管理 システム	デジタル アルバム	セキュリティ 管理ツール	携 帯 電 話 管理ツール
	業務システム	ダウンサイジング					



株式会社システムシンク

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

http://www.system-think.co.jp

E-mail:kst@system-think.co.jp

活 動

防止対策を拡充すること。

9 町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

27 町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 消防施設・設備の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島及び半島等の地域について消防施設を充実すること。

2 大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、国が責任をもって対応すること。

(3) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するため、ヘリコプターの計画的配置を推進すること。

と。

(4) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(5) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

(6) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

3 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4 消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等を充実すること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

28 戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、十分な財政措置を講ずること。

29 非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員及び臨時職員の活用が不可欠になっ

ている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員、臨時職員等の雇用及び処遇のあり方について制度を確立すること。

30 公職選挙制度の改善

1 区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

2 開票事務の迅速・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、国政選挙においても電子投票システムを導入するとともに、地方選挙に導入する場合においても十分な支援措置を講ずること。

3 高齢や疾病等により、選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度を改善すること。

31 地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取り組みを行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

1 生活交通バス路線の維持対策

(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講ずること。

(2) 地域協議会における協議結果については、その取り扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。

2 離島航路は、島外等と結び基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

3 第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

4 駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講ずること。

32 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、

活 動

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進すること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

2 寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

3 「社会資本整備重点計画」に即して、豪雪地帯の道路整備を強力に推進し、「積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画」を着実に実施すること。

4 雪寒道路の指定を拡大し、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進することともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な除雪制度を確立すること。

5 医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

6 雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講じること。

7 除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進

するため財政措置を充実すること。

8 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

9 豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業について、着実に推進すること。

10 豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

11 雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

12 一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源を確保（河川表流水の利用など）するための諸施策を推進すること。

13 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備等、諸施策を推進すること。

14 豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

36 半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある

ため、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現され

たい。

1 半島振興法の延長と各種措置を充実強化すること。

2 半島地域の町村にとつては地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

3 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、道路整備関係について、所要な事業量を確保するとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等を整備すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を拡充すること。

4 医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

5 半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

6 半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

7 半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

8 半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れて

いるが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、その所要額を十分確保すること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活環境施設を優先的に整備すること。

9 少子・高齢社会に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

10 半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取り組みを支援すること。

11 半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

12 半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に対する支援措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

13 半島振興法の延長にあたり、半島振興対策実施地域における合併後の新市町村の区域のうち、半島地域指定市町村の区域を引き続き半島指

定区域とする。

活 動

定区域とすること。

14 「半島振興法」にかかる税財政金融上の特例措置を充実すること。

37 離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っているが、環海性、隔絶性、狭小性など地理的制約により、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状況にあるので、国土の均衡ある発展をはかるためにも、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興をはかるなど、離島町村の活性化と住民生活の安定をはかっていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数の改善や財政需要の算定を行うこと。

(2) 関係事業費にかかる国庫補助を充実強化すること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2 離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3 離島道路の整備を促進するため助成措置の充実強化をはかるとともに、離島間等の架橋事業を促進すること。

4 離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに、財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、バリアフリー化にかかる財政措置を拡充すること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

5 離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

6 離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

7 離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

8 離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

9 離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、その所要額を十分確保すること。

10 離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。

特に、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、財政支援措置を講じること。

11 離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

活 動

一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に對する支援措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

12 医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

13 勤務医師、医療従事者の確保及び病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

14 離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

38 観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は次の事項を実現されること。

1 税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつてゐることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光客によつて消防、清掃等に

多額の経費が必要になつてゐることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有してゐるとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしてゐるため、現行制度を堅持すること。

2 観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するとともに、助成制度を拡充すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあつては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用

の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

3 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

4 観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づき、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、訪日外国人旅行者の受入体制を整備すること。

5 高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。

6 連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

7 観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業を推進すること。

39 水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担つてお

り、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されること。

1 水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

2 水資源開発の推進

活 動

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

40 産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 激変緩和措置の確実な実施

「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施にあたっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧及びばた山災害対策。

(2) 炭鉱離職者の雇用対策。
(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成。

2 地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を講ずること。

41 非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山のあいづく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2 休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等を拡充強化すること。

3 休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」、「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に進めたい。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。

2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講ずること。

3 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」、「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

6 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

43 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く実現すること。

44 竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

自治大学校校歌の 歌詞募集のお知らせ

自治大学校は昨年創立50周年を迎え、長年親しまれた麻布から立川に移転してまいりましたが、このたび、これを記念して新しい校歌を制定することとしました。

従来の校歌は、故服部良一氏に作曲していただき、昭和51年に制定されましたが、今回、ご子息の服部克久氏に作曲をお願いしたところ快くお引き受けいただきました。

そこで、服部先生に作曲していただく新校歌の歌詞を地方自治関係者から広く募集し、分権時代にふさわしく、かつ、親しまれる新校歌を制定したいと思っておりますので、次の要領により、本校卒業生、在校生はもとより、地方自治に関心をお持ちの方々もふるってご応募ください。

なお、このお知らせは、総務省及び自治大学校ホームページにも掲載しています。

募集要項

【募集内容】分権時代にふさわしい親しまれる自治大学校校歌

【応募方法】

- 1、応募用紙、字数、番数は自由で、一人何点でも応募できます。
- 2、漢字には必ずふりがなを付してください。
- 3、郵便かメールで応募先へお送りください。
- 4、作品には郵便番号・住所・氏名・電話番号を必ず明記してください

い。

- 5、差し支えなければ年齢・性別・所属団体(所属していた団体名)も明記してください。卒業生、在校生の場合、課程名、期別も願います。

【応募資格】

卒業生、在校生も含め、どなたでもご応募ください。

【応募条件】

自作・未発表のものとなります。

【募集締切】

平成16年8月20日(金)必着

【賞】

最優秀賞 1点 10万円
優秀賞 2点 3万円

【諸権利】

入賞作品の著作権は自治大学校に帰属します。

【その他】

- 1、採用作品は、補作・補修することがありますので、予めご承知おきください。

- 2、応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- 3、応募作品は返却しません。

【応募先】

〒190 8581

東京都立川市緑町3591

総務省自治大学校内自治大学校校歌

選考委員会

電話 042 540 4500

電子メール

jichidai-syomu@soumu.go.jp

第41回全国広報広聴研究大会のご案内

イベントによる地域ブランド発信～地域の個性づくりを～

山本寛斎氏を記念講演に迎え、"花博"の浜松市で開催!!

(社)日本広報協会では、第41回全国広報広聴研究大会を9月9日(木)・10日(金)の2日間、静岡県浜松市で開催いたします。本年は、「イベントによる地域ブランド発信～地域の個性づくりを～」をテーマに、イベントにおける広報戦略の在り方について研究討議を行います。デザイナー・山本寛斎氏の記念講演をはじめ、「イベント成功のカギは広報にある」と題したシンポジウムなど内容も盛り沢山。この機会に、イベントの企画から開催・集客に至る過程で広報はどのような役割を担い、どういう機能を果たすのか考えてみませんか？

●●●● 開催要領 ●●●●

開催日……平成16年9月9日(木)・10日(金)

主 催……社団法人日本広報協会、静岡県、浜松市

後 援……内閣府、総務省

協 賛……全国知事会、全国市長会、全国町村会
日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会
静岡県市長会、静岡県町村会

協 力……エプソン販売株式会社

会 場……フォルテ・ホール
※静岡県浜松市旭町12番地の3
☎053-458-2111

日 程……右の表をご覧ください

Curriculum

9月9日(木)

11:00～日本広報協会定期総会(於:オークラアクティホテル浜松)
13:00～開会式・表彰式
14:20～記念講演:山本寛斎(デザイナー・プロデューサー)
15:35～事例発表:「イベントにおける広報戦略」
18:15～意見交換会(於:オークラアクティホテル浜松)

9月10日(金)

10:00～シンポジウム:「イベント成功のカギは広報にある」
①基調講演
②パネルディスカッション
12:05～閉会式・次期開催県挨拶(愛知県)・閉会の挨拶

●●●● 申込要領 ●●●●

申込方法………会員の方は事務局から別送する「案内書・申込書」に必要事項を記入の上、事務局分室宛てに郵送またはファクシミリでお申し込みください。間違いを避けるため電話でのお申込は受け付けておりません。
※会員でない方は、日本広報協会・事業部までお問い合わせください。

参加費………会員:7,000円(税込) 会員外:11,000円(税込)
意見交換会:6,000円(税込)

申込先………第41回全国広報広聴研究大会運営委員会事務局分室
〒430-0944 静岡県浜松市田町329-20
(株)日本旅行浜松支店(担当:野元・山内)
TEL:053-454-3358 FAX:053-451-6660
E-mail:hamamatsu_office@nta.co.jp

申込の締切………平成16年8月13日(金)
※宿泊予約のない方は、平成16年8月25日(水)

問い合わせ先……社団法人日本広報協会・事業部
〒107-0061 東京都港区北青山2-7-9 日昭ビル3階
TEL:03-5474-6050 FAX:03-5474-6045
E-mail:jpra@koho.or.jp

町村生協自動車共済ご加入組合員の皆様へ

車両共済のご案内 (自動車総合保険の車両保険)

平成16年7月から、町村生協自動車共済ご加入の組合員の皆様に
メリットのある「車両共済(保険)制度」を始めました。

メリット

- その1 町村生協自動車共済で過去3年間無事故の場合は、初年度の保険料が一般新規ご加入時よりも **40%割引**(等級別料率制度の9等級)です。
- その2 集団扱車両共済(保険)契約により、**さらに5%割引**です。
- その3 掛金(保険料)は、口座振替(3か月後)です。

車両共済(保険)の内容

補償範囲を「一般車両」と「車対車+A特約」のどちらかのタイプをお選びください。

「車対車+A特約」は、「一般車両」よりも補償範囲が限定されています。

	車との衝突	車以外の衝突	墜落転覆	物の落下	火災爆発	盗難	台風洪水	いたずらガラス破損
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○	×	×	○	○	○	○	○

免責金額(自己負担額)を「免責なし」と「免責5万円」のどちらかのタイプをお選びください。

免責なしのタイプ :お車の損害額を全額お支払いします。

免責5万円のタイプ :お車の損害額のうち、免責金額(5万円)を差し引いた残りをお支払します。

「年齢条件特約」「家族限定特約」「本人・配偶者限定特約」など運転される方を限定すると保険料が割引になります。

「新車」や「エコカー」などはさらに保険料が割引になります。

(ご注意)保険料は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

フリーダイヤル 0120-731-087 (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

FAX番号 03-3519-7325

ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱い契約を締結し、実施しているものであります。